

資料 1

トキ野生復帰分科会の設置

1. これまでの経緯・体制

飼育下繁殖、野生復帰技術の領域に専門的に対応する個別の会合として、平成 18 年度に従来のトキ保護増殖分科会を発展的に解消し、「トキ野生復帰専門家会合」と「トキ飼育繁殖専門家会合」を設置した。

2. 今後の検討体制について

(1) トキ野生復帰分科会

- ・ 「野生復帰会合」と「飼育繁殖会合」を統合し、野生生物保護対策検討会の「トキ野生復帰分科会」（以降「分科会」とする。）として、次の議題についてご意見をいただく場とする。

- ① 野生復帰の目標と手順に関すること
- ② 野生復帰個体の選定方針に関すること
- ③ 野生順化の方針に関すること。
- ④ 野生復帰に必要な生息環境に関すること
- ⑤ 野生復帰後の個体の行動、生息環境等の調査に関すること
- ⑥ 飼育繁殖に関すること
- ⑦ 遺伝的多様性の確保に関すること
- ⑧ 分散飼育に関すること
- ⑨ 緊急時の対応に関すること
- ⑩ その他「トキ保護増殖事業計画」の目標を達成するために必要な事項

(2) トキ飼育繁殖小委員会

- ・ 現在の「トキ増殖技術現地検討会」を、トキ野生復帰分科会の小委員会と位置づけ、「トキ飼育繁殖小委員会」（以降「小委員会」とする。）として、次の議題についてご意見をいただく場とする。

- ① 飼育繁殖に関すること
- ② 緊急時の対等に関すること
- ③ 遺伝的な多様性の確保に関すること

- ・ 「飼育下」には順化ケージでの飼育中の事項も含むものとする。
- ・ 分科会から小委員会へは、野生復帰の推進のために必要となる飼育下での対応について検討を依頼することができるものとする。例) 送信器装着試験の実施、自然繁殖の推進
- ・ 環境省は小委員会での検討事項を分科会に報告する。

トキ野生復帰分科会

- ① 野生復帰の目標、手順及び評価に関する事
- ② 野生復帰個体の選定方針に関する事
- ③ 野生順化訓練の方針に関する事
- ④ 野生復帰に必要な生息環境に関する事
- ⑤ 野生復帰後の個体の行動、生息環境等の調査に関する事
- ⑥ 飼育繁殖に関する事
- ⑦ 遺伝的な多様性の確保に関する事
- ⑧ 分散飼育に関する事
- ⑨ 緊急時の対応に関する事
- ⑩ その他「トキ保護増殖事業計画」の目標を達成するために必要な事項

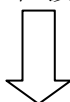
【構成員】

委員

環境省

関係機関（新潟県、佐渡市、新潟大学）

依頼



報告

トキ飼育繁殖小委員会

- ① 飼育繁殖に関する事
- ② 緊急時の対応に関する事
- ③ 遺伝的な多様性の確保に関する事

【構成員】

委員、環境省

関係機関

（新潟県、佐渡市、石川県、出雲市、長岡市）

トキ野生復帰分科会設置要領

1. 目 的

トキ野生復帰分科会（以下「分科会」とする）は、「トキ保護増殖事業計画」の実施に当たり、環境省が科学的な知見に基づく意見を専門家から聴取することを目的として設置する。

2. 構 成

分科会は、トキに関する専門家、学識経験者で、環境省自然環境局長が委嘱する委員をもって構成する。

3. 検討事項

分科会の検討事項は、トキの野生復帰に関する次の事項とする

- ① 再導入の目標、手順及び評価に関すること
- ② 再導入個体の選定方針に関すること
- ③ 野生順化訓練の方針に関すること
- ④ 再導入に必要な生息環境に関すること
- ⑤ 再導入個体の行動、生息環境等の調査に関すること
- ⑥ 飼育繁殖に関すること
- ⑦ 緊急時の対応に関すること
- ⑧ 遺伝的な多様性の確保に関すること
- ⑨ 分散飼育に関すること
- ⑩ その他「トキ保護増殖事業計画」の目標を達成するために必要な事項

4. 座長

- ① 分科会には座長を置き、座長は委員の互選により専任する
- ② 座長は分科会の議事運営に当たる
- ③ 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する

5. 小委員会

分科会には、小委員会を置くことができる。

環境省は小委員会での検討事項を分科会に報告をする。

6. 庶 務

分科会の庶務は環境省自然環境局野生生物課及び関東地方環境事務所が行う。

7. 付則

この要領は平成23年5月11日より施行する。

トキ飼育繁殖小委員会設置要領

1. 目 的

トキ飼育繁殖小委員会（以下「小委員会」とする）は、トキ野生復帰分科会設置要領第 5 に基づき、環境省が科学的な知見に基づく意見を専門家から聴取することを目的として設置する。

2. 構 成

小委員会は、トキに関する専門家、学識経験者で、環境省自然環境局長が委嘱する委員をもって構成する。

3. 検討事項

小委員会の検討事項は、飼育下におけるトキの個体に関する次の事項とする。

- ① 飼育繁殖に関すること
- ② 緊急時の対応に関すること
- ③ 遺伝的な多様性の確保に関すること

4. 座長

- ① 小委員会には座長を置き、座長は委員の互選により専任する。
- ② 座長は小委員会の議事運営に当たる。
- ③ 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

5. 庶 務

分科会の庶務は環境省自然環境局野生生物課及び関東地方環境事務所が行う。

6. 付則

この要領は平成 23 年 5 月 11 日より施行する。

第1回トキ野生復帰分科会 結果概要

日 時：平成23年7月6日（木）13：30～16：30

場 所：トキ交流会館（新潟県佐渡市）

主な議論：次のとおり

1. トキ野生復帰分科会の設置

- ・ 「トキ保護増殖事業計画」の実施に当たり、環境省が科学的な知見に基づく意見を専門家から聴取することを目的として、平成22年度まで開催した「トキ野生復帰専門家会合」と「トキ飼育繁殖専門家会合」を統合し、「トキ野生復帰分科会」を設置することを説明した。

2. 放鳥トキの繁殖期の状況

- ・ 今年の繁殖期の状況について、モニタリング結果と繁殖に至らなかった原因の考察を報告した。
- ・ 座長から、野生下で繁殖に至らなかった要因を飼育下で実験的手法も含めて検証することについて飼育繁殖小委員会で検討すること、トキ野生復帰の中長期的な工程表を今後作成することとの指摘があった。

3. 飼育下のトキの状況

- ・ 平成23年度のトキの飼育繁殖の状況について報告した。

4. 今後の放鳥計画

- ・ 平成23年度中に秋と春の年2回、各回20羽ずつ順化ケージから放鳥する方法の確立に努めること、今後秋放鳥は9月下旬から10月上旬に行うことを基本とすること、春放鳥は当面必要であるが、中期的には秋放鳥を補う形で必要に応じて実施することとなった。
- ・ 第5回放鳥については、放鳥候補個体を20羽とし、放鳥時期は9月下旬とすることです承された。
- ・ 昨年、今年の野生下での繁殖状況により、自然孵化・育雛した個体のペア形成率が高い傾向がより顕著になった。このため、今後、放鳥候補個体の繁殖は、原則として自然孵化・自然育雛により実施することについて了承された。

5. その他

(1) 佐渡市トキふれあい施設

- ・ 佐渡市より、「佐渡市トキふれあい施設」の計画について説明があった。
- ・ 環境省より、「佐渡市トキふれあい施設」の今後の進捗状況を踏まえつつ、佐渡市の理解を前提として、他のトキ飼育施設でのトキの一般公開も進めていく方向で検討すると説明した。

(2) 日本のトキ集団の遺伝的多様性の現状

- ・ 祝前委員より、日本のトキの遺伝的多様性は、中国のトキよりさらに大きく低下しており、現実的で唯一の選択肢は新たな個体の導入であるとの指摘があった。

(3) トキの生息環境の再生

- ・ 新潟大学関島准教授から、魚道の設置、江の創出、放棄水田の湛水化など、佐渡市が「生きものを育む農法」として選定している手法は、いずれも生物量増加に貢献しているとの指摘があった。

(4) 新潟大学における保護増殖事業の実施

- ・ 種の保存法に基づき、トキの再導入の実現手法、飼育下個体群の遺伝的多様性を維持する手法や自然再生手法の確立を目的として、新潟大学が保護増殖事業計画の認定を申請中であることについて説明した。

以上